

平成28年12月16日

グループ補助金における確認事項

- ① 平成28年度中に事業に着手することが困難である場合にも、平成28年度中に復興事業計画を県に対して申請することは可能か。また、補助金交付申請を行うことはできるのか。

→ 次回公募の時期は検討中ですが、平成28年度内に公募を行う場合、平成28年度中に事業に着手することが困難である場合でも、平成28年度中に復興事業計画を県に対して申請をすることは可能です。

なお、復興事業計画の認定を受けたグループの構成員は、原則として速やかに補助金交付申請を行って下さい。ただし、インフラ整備の遅れや、自治体の土地区画整理事業の遅れ等、やむを得ない事情により、平成28年度中の事業への着手が困難である案件は、個別にご相談下さい。

- ② 復興事業計画の認定を受けたが、平成28年度中に事業に着手することが困難である場合、平成28年度中に補助金交付申請を行う必要があるか。

→ 復興事業計画の認定を受けたグループの構成員は、原則として速やかに補助金交付申請を行って下さい。

ただし、インフラ整備の遅れや自治体の土地区画整理事業の遅れ等、やむを得ない事情により、平成28年度中の事業への着手が困難である案件は、個別にご相談下さい。

- ③ 復興事業計画の認定を受けて、平成28年度中に事業に着手できるものの、平成28年度中に事業を完了することが困難である場合、平成28年度中に補助金交付申請を行い、来年度以降、事業が完了してから支払を受けることが可能か。

→ 平成28年度中に事業着手できる場合は、原則として速やかに交付申請を行ってください。

平成28年度中に事業を完了することが困難である場合、個々の事情に応じて平成29年度まで事業期間の延長が認められ、事業完了後に支払を行うなど柔軟に対応します。

なお、平成29年度にも事業が完了しない場合においては、平成30年度まで事業期間の延長が認められる場合もありますので、個別にご相談ください。

- ④ 平成28年度中に交付決定を受けたが、平成28年度中に事業を完了することが困難である場合、平成29年度以降、事業が完了してから支払を受けることが可能か。

→ 平成28年度中に事業を完了することが困難である場合、個々の事情に応じて平成29年度まで事業期間の延長が認められ、事業完了後に支払を行うなど柔軟に対応します。

なお、平成29年度にも事業が完了しない場合においては、平成30年度まで事業期間の延長が認められる場合もありますので、個別にご相談ください。

⑤ グループの構成員数について、例えば4者以上必要など、2者だと認定されないのか。

→ 「少なくとも〇者以上のグループでないと認定されない」といった定めはありません。構成員数で判断するのではなく、あくまで復興事業計画の内容で判断することとなります。

⑥ 復興事業計画に、グループで実施する事業（共同事業）を4～5程度は設けないと、グループ認定は難しいのか。

→ 共同事業の個数に定めはありません。仮に共同事業が1つであっても、復興事業計画が地域の復興に資する内容となっていれば認定され得ます。

⑦ 業種、地域が異なる者同士ではグループ認定は難しいのか。

→ 業種、地域が異なっても、連携して共同事業を実行でき、復興事業計画が地域の復興に資する内容となっていれば認定され得ます。

⑧ 共同事業の期間は5年以上ないとグループ認定は難しいのか。

→ 共同事業の期間に関する定めはありません。あくまで復興事業計画の内容で判断することとなります。

⑨ 復興事業計画に終期はないのか。

→ 復興事業計画の終期についての定めはありません。地域の復興の状況を見ながら、復興事業を実施することとなります。

⑩ 採択率は半分以下なのか。

→ グループ認定申請及び補助金交付申請のいずれにおいても、採択率をあらかじめ設定しているものではありません。なお、グループ認定申請の1次公募1次締切において、熊本県・大分県に申請されたグループは概ね認定されています。

- ⑪ 別地域への移転を行うと、補助事業の対象外となるのか。
→ 連携して共同事業を実行できるのであれば、県内の別の地域で復旧を行う場合でも、補助事業の対象となります。
- ⑫ 構成員の中長期の経営計画を、グループ認定申請と同時に作成しておかないといけないのか。
→ 構成員の経営計画を提出いただく必要はありません。
- ⑬ 特に被害が甚大な地域においては、採択が優遇されるのか。
→ 地域における被害の大小と、グループ認定には、何ら関係はありません。
- ⑭ テナントに飲食店が入っているとグループ認定を受けることができないのか。
→ テナントに飲食店が入っていても、グループの認定には何ら支障はありません。
- ⑮ グループの代表者は大きな被害を受けた事業者ではないといけないのか。
→ グループの代表者となるために必要な要件はありません。
- ⑯ 一定規模以上の事業者や商店街の復旧・復興にしか活用できないのか。
→ 一定規模以上の事業者や商店街の復旧・復興のためだけでなく、原則として業種は問わず、また小規模事業者の方も含め、地域の経済を担う事業者の方に幅広くご活用いただけます。
- ⑰ 被災していない中小企業者は、グループの構成員になれないのか。
→ 被災されていない事業者や、被災されていても補助対象にならない事業者（例えば大企業）も、構成員になることは可能です。
- ⑱ 補助金申請の際、例えば、見積書が揃わなかった場合は申請できないのか。
→ 原則として交付申請時の書類は必要なものが全て揃い次第、交付申請をお願いします。なお、上記が困難な場合については、各県に個別にご相談ください。
- ⑲ 申請の書類について、グループ構成員のうち、補助金を受けない構成員も、各種資料の提出が必要なのか。
→ 2次公募より、申請書類を簡素化しています。詳細は各県の公募要領をご確認ください。

⑳ 最終的に補助金が交付されるのはいつか。

→ 原則は精算払いであり、すべての事業完了後、県が確定検査をし、補助金の額を確定した上で、補助金を交付します。ただし、個々の事情に応じて柔軟な対応ができるよう、現在検討を行っています。

㉑ 資金繰りのことなども考えると、被災前よりも規模を縮小して復旧したいが、同じ規模で復旧しないと補助金がもらえないのか。

→ 規模を縮小して復旧することも可能です。なお、補助金額は、縮小後の規模の施設等の復旧に要する費用に補助率を乗じた金額となります。

㉒ 業種転換する場合は補助対象とならないのか。

→ 業種転換を行い、新たな取組を行う場合には、新分野事業（※）として申請することが必要です。

※新分野事業とは

従前の施設等への復旧等に代えて実施する新商品製造ラインへの転換、生産性向上のための設備導入、従業員確保のための宿舍整備などを指します。

新分野事業の申請に当たっては、下記2点について認定経営革新等支援機関による確認を得る必要があります。

- 従前の施設等への復旧では事業再開や震災前の売上まで回復することが困難であること。
- 新分野事業によりさらなる売上回復を目指していること。

㉓ 医療法人等、中小企業者でない者は補助金交付の対象とならないのか。

→ 医療法人等、中小企業以外の者も補助金交付の対象となります。（大企業は除く）
なお2次公募より、医療法人のみによるグループ等、中小企業を含まないグループもグループ認定・補助金交付の対象となります。

㉔ 補助金交付時に必要な見積は、グループ認定申請時と同じ事業者に発注しなくてはならないのか。また実際の工事等発注に際し、発注先を見積先と同じ事業者にしなくてはならない、施設の解体と建替えを同じ事業者に発注しなくてはならないといった制限があるのか。

→ 補助金申請時とグループ認定申請時で、異なる事業者への発注も可能です。発注先に関する制限ありません。

- ②⑤ 認定後に、復興事業計画に基づき共同事業を実施することになると思うが、計画どおりに共同事業が進まなくなった場合はどうなるのか。補助金の交付決定の取り消し等あり得るのか。
- 共同事業が全く行われな等、復興事業を実施できていない場合は、補助金の交付決定の取消等もあり得ます。ただし、やむを得ない事情により計画が遅れた場合は、この限りではありませんので、お早めに県の担当までご相談ください。
- ②⑥ 参加できそうなグループがあれば知りたいのだが、どこに行けば教えてもらえるのか。
- ②⑦ 申請様式の書き方がわからない。どこに相談に行けばよいか。
- まずは、各県及び国の問合せ先や、お近くの支援機関までご連絡ください。主な連絡先については、文末の連絡先一覧をご参照ください。
- ②⑧ 既に認定を受けたグループに、後から参加することは可能なのか。
- 可能です。その場合、グループの再申請又は変更申請を提出いただく必要があります。
- ②⑨ 追加の公募は考えているのか。
- 追加の公募に関しては、今後の要望等を勘案しつつ検討します。
- ③⑩ 認定を受けたグループに後から参加する場合、共同事業も新たに設ける必要があるのか。
- 既に設定されている共同事業への参画によりグループの構成員としての役割が果たせるのであれば、必ずしも新たな共同事業を設ける必要はありません。
- ③⑪ 既に親から子へ事業譲渡が行われ、子が事業を行っているが、使用する建物の名義は親のままになっている場合、親も子も復興事業計画に参画してもらい、共同事業を実施する必要があると聞いている。本件は簡素化されないのか。
- グループ認定申請までに、建物等の名義を親から、実質上の所有者である子に移していただければ、相続や事業承継前の所有者が必ずしもグループに入る必要はありません。
- ③⑫ 補助金の交付申請額が、復興事業計画における補助金の申請予定額を超えることができないと聞いたが、事実関係如何。
- 精緻な見積を取得した結果、増額が必要な場合、補助金の交付申請額が、復興事業計画における補助金の申請予定額より上回ることも認められます。ただし、増額が大幅である場合等には、個別に事情をお伺いすることがあります。

- ③③ 認定申請が遅れば遅れるほど、グループ認定やその後の補助金の交付決定で不利になるのではないか。
→ 認定申請の時期により不利益が生じることはありません。
- ③④ 一部の構成員の申請書が不十分だったために、復興事業計画が認定されないことはあるのか。
→ 個別の事業者の申請書に不足がある場合、認定されないことはあり得ます。その場合、不十分な箇所を修正いただくことになります。
- ③⑤ みなし大企業が2次公募から申請が認められると聞いたが、みなし大企業だけで新たにグループを組まなければいけないのか。
→ みなし大企業だけの新たなグループを組む必要はありません。なお、1次公募で既に申請をしているみなし大企業が補助金の交付申請をする場合は、グループの再申請又は変更申請が必要となります。
- ③⑥ グループ補助金に関する申請書は、特定の資格を持つ者しか作成することができないのか。
→ グループ認定申請に関してはグループの代表者や構成員の方、補助金交付申請に関しては補助金の申請者の方が直接作成することができます。

<主な問合せ先>

■ 熊本県グループ補助金受付センター

電話 096-237-6611

■ 大分県商工労働部 経営創造・金融課

電話 097-506-3226

■ 九州経済産業局 復興推進室

電話 092-482-5488 / 電子メール kyushu-fukkou@meti.go.jp

■ (独) 中小企業基盤整備機構 九州本部

電話 092-263-1500

■ (独) 中小企業基盤整備機構 中小企業復興支援センター熊本

電話 096-364-5252

■ 熊本県よろず支援拠点 ((公財) くまもと産業支援財団内)

電話 096-286-3355

■ 大分県よろず支援拠点

電話 097-537-2837

■ 熊本商工会議所

電話 096-354-6688

■ 大分商工会議所

電話 097-536-3131

■ 熊本県商工会連合会

電話 096-325-5161

■ 大分県商工会連合会

電話 097-534-9507

■ 熊本県中小企業団体中央会

電話 096-325-3255

■ 大分県中小企業団体中央会

電話 097-536-6331

■ 熊本県商店街振興組合連合会

電話 096-353-4666